

県民意見の募集について

<p>計画等の案の名称</p>	<p>難病患者に対する県有施設の利用料金の減免について</p>
<p>意見募集の趣旨</p>	<p>利用料金を徴する県有施設の多くは、障害者基本法に基づき、障害者への施設利用料等の減免を実施していますが、障害者手帳を持たない難病患者は、利用料金の減免対象となっておりません。</p> <p>県では、難病患者の社会参加を支援するため、県有施設の利用料金の減免対象に指定難病患者を加える規則改正を行うこととしました。</p> <p>つきましては、この規則（案）に対する県民の皆様からの御意見を広く募集します。</p>
<p>意見の提出期間</p>	<p>令和6年12月25日（水）から令和7年1月22日（水）まで</p>
<p>意見の提出方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 郵送、持参、ファクシミリ又は電子メールのいずれかの方法で意見を提出してください（様式任意）。 ・ 電話での御意見は御遠慮願います。 ・ いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。
<p>意見の提出先</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 郵送又は持参の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9-6 静岡県健康福祉部医療局 疾病対策課（県庁西館3階） 2 ファクシミリの場合 054-251-7188 3 電子メールの場合 shippei@pref.shizuoka.lg.jp
<p>問い合わせ先</p>	<p>静岡県健康福祉部医療局 疾病対策課 難病対策班</p>
<p>備考</p>	<p>いただいた御意見については、類似するものをまとめた上で、御意見に対する県の考え方を県のホームページでお示しします。御意見をお寄せいただいた方に対して直接回答はいたしませんので、御了承ください。</p> <p>また、いただいた個人情報、この意見募集の内容確認のみに利用します。</p>